

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中谷鉄也の上告趣意は、違憲をいうが、公職選挙法一三八条に定める戸別訪問の禁止が、憲法二一条に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和四三年（あ）第二二六五号、同四四年四月二三日大法廷判決、刑集二三巻四号二三五頁）とするところであつて、所論は、理由がないことが明らかである。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四六年一二月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一 郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一